



## 第一回 やまと終活クイズ 回答と解説

- 問1 × 大和市では、平成25年10月に21%を超えて、超高齢化社会となり、その後も上昇を続けており、平成31年4月現在の高齢化率は23.7%となっています。
- 問2 ○ 平成31年4月1日現在の一人世帯高齢者は13,850人で、男性は4,828人、女性は9,022人となっており、男女ともに上昇傾向にあります。
- 問3 × 北部の中央林間地区は18.73%と市内で最も低く、深見大和地区20.45%、下鶴間地区20.72%と続いています。一方、南部の和田地区は32.12%、桜ヶ丘地区29.06%、福田南地区27.72%と、高齢化率が高い傾向にあります。
- 問4 × 「終活」は人生の終わりに向けて、元気なうちに自分が死ぬまでのこと(身の回りの整理、墓じまいなど)や死んだ後のこと(葬儀や納骨・遺言書の作成など)を整理し、残りの人生を生き活きと過ごすための準備です。
- 問5 × 終活は「気力や体力、判断力」がしっかりしているときに始めることが理想です。体が動かなくなってきたから身の回りの整理をしようとするは大変です。
- 問6 ○ 大和市は終活支援を行う先進市です。こうした支援を行う自治体は、全国的にはまだ少なく、全国の自治体などから問い合わせや視察も多く、また、新聞や雑誌などでも、頻繁に取り上げられています。
- 問7 ○ 終活支援を行う「おひとりさま支援係」は鶴間駅から徒歩3分程度の、大和市保健福祉センターの5階にあります。専属のコンシェルジュが皆様の終活相談に応じています(平日の月・水・木の8時半から17時までの予約制)。
- 問8 ○ 大和市を通じて、遺品整理業者から事前に見積もりを取ることも可能です。事前の見積もりを参考にして、今後の人生設計をしてみたいかでしょうか。
- 問9 × 全国のお寺の数は約77,000で、コンビニエンスストアの数は約58,000とされています。ちなみに全国の神社の数は81,000とされています。
- 問10 × 身元保証人が居ないことのみを理由に医療機関が入院を拒否することは、医師法第19条第1項に抵触するという見解が、厚生労働省から出ています。
- 問11 × 最近では自由な形で葬儀を行う「自由葬」も行われるようになっており、個人の好きだった音楽を流すなどする「音楽葬」もそのひとつです。ただし、著作権の問題や、式場にルールの確認などは必要です。
- 問12 ○ 遺体を家族が自家用車で搬送することに規制はありません。しかしながら、遺体の搬送は非常に難しい点も多く、葬儀社に搬送してもらうケースが大多数です。
- 問13 × 西鶴間にある大和斎場は「大和・海老名・座間・綾瀬」の4市で組織された組合が運営する斎場です。エレベーターやトイレなど、バリアフリーの施設となっており、高齢者やお体の不自由な方のご会葬でも安心です。。
- 問14 × 一般的に、金属製品、ガラス、プラスチック類など、燃焼を妨げる材質のものや有害物質が発生するもの、危険物などは、副葬品であっても棺に入れることは禁止されています。
- 問15 × 遺影に使用する写真には、期限等の制限はありません。最近では終活の一貫として、「遺影撮影」を行っている写真館もあります。ご自身の元気なうちに、納得のいく写真を撮っておきましょう。

- 問16 × 「墓地、埋葬等に関する法律」では、「原則として死後24時間以内は火葬してはならない」と規定されています。
- 問17 ○ 提供された遺体は医学生や医師の解剖実習など、貴重な教材になります。献体を希望される場合、ご家族の方々と十分に話し合い、理解を得ておきましょう。
- 問18 × 「墓地、埋葬等に関する法律」では、土葬は禁止されていません。しかしながら、土葬できる墓地を見つけること自体が非常に困難です。
- 問19 × 一般的に、墓地の区画は、祭祀継承者が居る限りは使用可能とされているところが多いですが、お寺側の使用規則や約款等も確認する必要があります。
- 問20 × 遺骨をいつまでに納骨、埋葬しなければならないという決まりはありません。
- 問21 × 法律では規定されていませんが、各自治体の条例等で禁止や規制している場合もあります。希望される場合は、確認して、相当の節度を持って行うことが大切です。
- 問22 × 自宅で発見された遺言書は家庭裁判所で「検認」の手続きを行わなければなりません。検認前に開封した場合、科料が科される恐れがあります。
- 問23 ○ 遺言書は死後に開封されますので、延命治療のことを記載しても実行されないものと考えられます。
- 問24 ○ 相続人や利害関係人が居ない場合、最終的に故人の財産は国庫に帰属することになります。
- 問25 × 2019年7月に民法が改正され、各相続人は、遺産分割協議が終わる前でも、一定の範囲で預金の払い戻しを受けることが可能となっています。
- 問26 × 最高裁判所の「司法統計年報(家事編)」(2017年)によると、相続トラブルの32%は1000万円以下、43%は5000万円以下となっています。
- 問27 ○ 好きな花や好きな音楽、万一の時の連絡先や葬儀・納骨の希望、家系図など、様々な情報を自由に書いてみましょう。
- 問28 × 大和市では、現在、エンディングノートを配布しています。市役所本庁舎や大和市保健福祉センターのほか、連絡所・分室で配布しています。数量限定で、なくなり次第配布終了となりますので、必要な方は早めに入手ください。
- 問29 × エンディングノートには法的拘束力はありません。気楽な気持ちで、書きたい所から書いてみましょう。
- 問30 ○ 大和市では、記載したエンディングノートの保管を実施しています。重要な内容を書いたエンディングノートの保管場所に困った場合は、ぜひ、ご相談ください。